標準貨物自動車運送約款

運輸審議会告示第五十七号・平成二十年十一月二十一日
国土交通省告示第四百七十九号・平成十五年三月三日・改正
（平成十五年四月一日実施）
国土交通省告示第四十九号・平成十五年一月二十一日・改正
（平成十六年四月一日実施）

目
前　章
第一章　総　則（第一条・第二条）
第二章　運送契約（第三条―第十六条）
第三章　運送業務
第一節　通　則（第十七条―第二十三条）
第二節　引　受（第二十四条―第二十八条）
第三節　積　込（第二十九条―第三十二条）
第四節　運　送（第三十三条―第三十八条）
第五節　荷　降（第三十九条―第四十二条）
第六節　運送状（第四十三条―第四十五条）
第七節　貨　賃（第四十六条―第五十一条）
第八節　責　任（第五十二条―第六十一条）
第四章　附帯業務（第六十二条―第六十九条）
附　則

第一章　総　則

（定義）

第一条　この約款において「一般自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。

2　この約款において「運送」とは、一般自動車運送事業に関する運送契約（この約款の定めるところにより、この運送契約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）をいう。

3　この約款において「荷送人」とは、運送を委託する者をいう。

4　この約款において「荷受人」とは、運送された貨物（以下「貨物」という。）の引渡しを受ける者をいう。

（運送範囲）

第二条　当店は、運送を行う一般自動車運送事業に関する運送契約（この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）に基づき、貨物の運送を行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通　則

（受付日時）

第三条　当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）に基づき、貨物の運送を行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

3　当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）に基づき、貨物の運送を行います。

4　当店は、貨物の引渡しをしません。

（運送範囲）

第二条　当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）に基づき、貨物の運送を行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

第三条　当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）に基づき、貨物の運送を行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の引受）

第五条　当店の貨物の引受期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

一　発送期間期間　貨物を運送する一定の期間

二　輸送期間期間　貨物を受け取る日を含む一日

三　指定日期間　一定の日を含む一日

2　前項の規定にかかわらず、当店は、一般貨物自動車運送事業に関する運送契約（この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により定まるものをいう。）に基づき、貨物の運送を行います。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の順序）

第六条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合はこの限りでありません。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の引受）

第七条　当店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　申込者が、この運送約款によらない運送の申込みをしたとき。

二　申込者が、運送に関して不当な条件を申し込んだとき。

三　当該運送が法令の規定により許可を受けるべきものである場合において、その許可を受けていないとき。

四　当該運送が法令の規定により禁止されているとき。

五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送状等）

第八条　荷送人は、次の事項を記載した運送状を荷受人に提出しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

二　品　名

三　個　数

四　荷造りの種類

五　容積又は重量

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運送状の記載）

第九条　荷送人は、次の事項を運送状に記載しなければなりません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

二　品名及び品名ごとの個数

三　容積又は重量

四　荷造りの種類

五　運賃、料金、割増運賃、割増料金及び立替金（第三十一条第一項第三十七条において「運賃等」という。）の支払方法

六　荷送人が運送状の交付を請求する場合にあっては、その旨

七　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2　荷送人は、前項の規定にかかわらず、運送状の記載事項の一部を記載しないことができます。

3　当店は、荷送人が第一項の規定により運送状に記載すべき事項を記載しないときは、その旨を荷送人に通知します。

（運送状の交付）

第十条　当店は、荷送人が運送状の交付を請求したときは、運送状を交付します。

2　当店は、荷送人が運送状の交付を請求しないときは、運送状を交付しません。

（運送状の訂正）

第十一条　荷送人は、運送状に記載した事項を訂正しようとするときは、当店に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を訂正しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の証明）

第十二条　荷送人は、運送状に記載した事項について、当店に対し、証明を求めることができます。

2　当店は、荷送人が前項の規定により証明を求めたときは、その旨を運送状に記載します。

（運送状の記載事項の変更）

第十三条　荷送人は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、当店に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第十四条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第十五条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第十六条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第十七条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第十八条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第十九条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第二十条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第二十一条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第二十二条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

（運送状の記載事項の変更）

第二十三条　当店は、運送状に記載した事項を変更しようとするときは、荷送人に対し、その旨を申し出なければなりません。

2　当店は、荷送人が前項の規定により運送状に記載した事項を変更しようとするときは、その旨を荷受人に通知します。

第二節　引　受

（貨物の種類及び性質の通知）

第二十四条　当店は、荷送人の請求により貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告することを申し込むことができます。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき虚偽の明告があったときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

3　当店は、荷送人が第一項の規定により明告すべき事項を明告しないときは、これを申込者が当たことに疑いがあると認めたときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

（引受けを拒絶する貨物の限度）

第二十五条　当店は、次の各号のいずれかに該当する貨物については、その運送の引受けを拒絶することがあります。

一　貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないとき。

二　貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないとき。

三　貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないとき。

四　貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないとき。

五　貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないとき。

六　貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないとき。

（引受けを拒絶する貨物の限度）

第二十六条　当店は、貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（引受けを拒絶する貨物の限度）

第二十七条　当店は、貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（引受けを拒絶する貨物の限度）

第二十八条　当店は、貨物の容積又は重量が、当店の運送に適しないときは、その運送の引受けを拒絶することがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第三節　積　込

（荷造り）

第二十九条　荷送人は、運送に適するように貨物の荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないと認めたときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、荷送人が前項の荷造りをしないときは、その貨物の運送を拒絶することがあります。

（荷造りの方法）

第三十条　当店は、貨物の荷造りについて、次の各号に掲げる方法によります。

一　容積又は重量が小さい貨物　木箱、ボール箱、紙袋、ビニール袋、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋、ガラス瓶、陶器、金属製容器、竹かご、わらこもその他これらに準ずる荷造り

二　容積又は重量が大きい貨物　木箱、ボール箱、紙袋、ビニール袋、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋、ガラス瓶、陶器、金属製容器、竹かご、わらこもその他これらに準ずる荷造り

三　容積又は重量が特に大きい貨物　木箱、ボール箱、紙袋、ビニール袋、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋、ガラス瓶、陶器、金属製容器、竹かご、わらこもその他これらに準ずる荷造り

四　液体貨物　ガラス瓶、陶器、金属製容器、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋その他これらに準ずる荷造り

五　粉末貨物　ガラス瓶、陶器、金属製容器、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋その他これらに準ずる荷造り

六　生鮮食料品　木箱、ボール箱、紙袋、ビニール袋、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋その他これらに準ずる荷造り

七　危険物　木箱、ボール箱、紙袋、ビニール袋、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋その他これらに準ずる荷造り

八　その他の貨物　木箱、ボール箱、紙袋、ビニール袋、ポリエチレン袋、ポリプロピレン袋その他これらに準ずる荷造り

（荷造りの費用）

第三十一条　荷造りの費用は、荷送人の負担とします。

（荷造りの費用）

第三十二条　荷造りの費用は、荷送人の負担とします。

第四節　運　送

（運送の開始）

第三十三条　当店は、貨物の引受けをしたときは、速やかに運送を開始します。

（運送の経路）

第三十四条　当店は、貨物の運送の経路について、荷送人から指定があったときは、その指定に従います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の中止）

第三十五条　当店は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送を中止することがあります。

一　荷送人が運送の中止を請求したとき。

二　荷送人が運送状の交付を請求しないとき。

三　荷送人が運送状に虚偽の記載をしたとき。

四　荷送人が運送状に記載すべき事項を記載しないとき。

五　荷送人が運送状に虚偽の記載をしたとき。

六　荷送人が運送状に記載すべき事項を記載しないとき。

（運送の再開）

第三十六条　当店は、前条の規定により運送を中止したときは、その中止の原因が消滅したときは、運送を再開します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の変更）

第三十七条　当店は、荷送人から運送の変更を請求されたときは、これに応じます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（運送の変更）

第三十八条　当店は、荷送人から運送の変更を請求されたときは、これに応じます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第五節　荷　降

（荷降地）

第三十九条　当店は、荷送人から運送状に記載された荷降地の変更を請求されたときは、これに応じます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（荷降地の変更）

第四十条　当店は、荷送人から運送状に記載された荷降地の変更を請求されたときは、これに応じます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（荷降地の変更）

第四十一条　当店は、荷送人から運送状に記載された荷降地の変更を請求されたときは、これに応じます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

（荷降地の変更）

第四十二条　当店は、荷送人から運送状に記載された荷降地の変更を請求されたときは、これに応じます。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特別の申込みに応じることがあります。

第六節　運送状

（運送状の交付）

第四十三条　当店は、荷送人から運送状の交付を請求されたときは、運送状を交付します。

2　当店は、荷送人が運送状の交付を請求しないときは、運送状を交付しません。

（運送状の記載事項）

第四十四条　当店は、運送状に次の各号に掲げる事項を記載します。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　品名、個数、容積又は重量、荷造りの種類

四　運賃、料金、割増運賃、割増料金及び立替金の額

五　運送状の交付の年月日

六　運送状の番号

七　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（運送状の記載事項の証明）

第四十五条　荷送人は、運送状に記載した事項について、当店に対し、証明を求めることができます。

2　当店は、荷送人が前項の規定により証明を求めたときは、その旨を運送状に記載します。

第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第四十六条　運賃、料金及び立替金は、別に定める運賃料金表により収受します。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人と別に定める運賃料金表により収受することがあります。

（運賃及び料金の適用）

第四十七条　当店は、運賃、料金及び立替金の適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人と別に定める運賃料金表により収受することがあります。

（運賃及び料金の収受方法）

第四十八条　当店は、運賃、料金及び立替金の収受方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人と別に定める運賃料金表により収受することがあります。

（運賃及び料金の収受方法）

第四十九条　当店は、運賃、料金及び立替金の収受方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人と別に定める運賃料金表により収受することがあります。

（運賃及び料金の収受方法）

第五十条　当店は、運賃、料金及び立替金の収受方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人と別に定める運賃料金表により収受することがあります。

（運賃及び料金の収受方法）

第五十一条　当店は、運賃、料金及び立替金の収受方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、荷送人と別に定める運賃料金表により収受することがあります。

第八節　責　任

（責任の始期）

第五十二条　当店の貨物の滅失、き損について責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と免責）

第五十三条　当店は、運送に係る貨物の滅失、き損について、運送契約に基づき、荷送人又は荷受人に対し、相当の賠償をします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、賠償をしません。

一　貨物の性質又は瑕疵によるとき。

二　荷送人又は荷受人の故意又は過失によるとき。

三　荷送人又は荷受人の指図によるとき。

四　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（コンテナ貨物の責任）

第五十四条　荷送人の提供するコンテナに積められた貨物であって、当店が運送するものの滅失又はき損について、当店に故意又は過失があるときでなければ、当店は、賠償をしません。

2　荷送人は、前項の規定にかかわらず、コンテナに積められた貨物の滅失又はき損について、当店に故意又は過失があるときでなければ、当店は、賠償をしません。

（引渡後の責任）

第五十五条　当店は、貨物を引き渡した日から起算して七日を経過した後に発見された貨物の滅失又はき損については、賠償をしません。ただし、当店に故意又は過失があるときは、この限りでありません。

（責任の特別消滅事由）

第五十六条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、荷送人又は荷受人に対し、賠償をしません。

（責任の特別消滅事由）

第五十七条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、荷送人又は荷受人に対し、賠償をしません。

（責任の特別消滅事由）

第五十八条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、荷送人又は荷受人に対し、賠償をしません。

（責任の特別消滅事由）

第五十九条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、荷送人又は荷受人に対し、賠償をしません。

（責任の特別消滅事由）

第六十条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、荷送人又は荷受人に対し、賠償をしません。

（責任の特別消滅事由）

第六十一条　当店は、貨物の滅失、き損又は延着について、荷送人又は荷受人に対し、賠償をしません。

第三章　附帯業務

（附帯業務）

第六十二条　当店は、品代金の取立て、荷造品の立替え、貨物の保管、仕分け、検品及び代金引換貨物自動車運送事業に附帯して一定の費用（以下「附帯業務費用」という。）を引き受けた場合には、当該附帯業務に要した費用を収受します。

2　前項の規定にかかわらず、当店が別に定める料金又は実費を収受します。

（附帯業務についての別段の定め）

第六十三条　当店は、前条の規定にかかわらず、別に定める料金又は実費を収受します。

（品代金の取立て）

第六十四条　当店は、荷送人から貨物の引渡しを請求されたときは、その貨物の引渡しと引換えに、その貨物の品代金の取立てを行います。

2　当店は、荷送人から貨物の引渡しを請求されたときは、その貨物の引渡しと引換えに、その貨物の品代金の取立てを行います。

（荷造品の立替え）

第六十五条　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

2　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

（荷造品の立替え）

第六十六条　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

2　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

（荷造品の立替え）

第六十七条　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

2　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

（荷造品の立替え）

第六十八条　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

2　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

（荷造品の立替え）

第六十九条　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

2　当店は、荷送人から荷造品の立替えを請求されたときは、その荷造品の立替えを行います。

附　則

この約款は、平成十五年四月一日から実施します。

この約款は、平成十六年四月一日から実施します。